

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正について
主管課	男女参画・子育て支援課
根拠法令等	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)

【改正の概要】

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の制定に伴い、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員について名称及び根拠規程が変更されたことから、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)の別表1、2の婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員に関する規定及び職員の特殊勤務手当等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)第55条婦人相談所の名称を改正するもの。

	新	旧
根拠規程	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	売春防止法
名称	女性相談支援センター	婦人相談所
	女性自立支援施設	婦人保護施設
	女性相談支援員	婦人相談員

1 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

別表第1 愛媛県立さつき寮

別表第2 愛媛県福祉総合支援センター

愛媛県東予子ども・女性支援センター

各表目的欄の記載について、新法に基づく内容に改正

2 職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正

第55条

(2) 婦人相談所 またはさつき寮に勤務する

↓

(2) 女性相談支援センター またはさつき寮に勤務する

施行日 令和6年4月1日

【その他参考事項】